

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	あけぼの医療福祉センター
契約締結年月日	令和2年4月1日
契約者名	一般社団法人富士吉田医師会
契約名	富士・東部小児リハビリテーション診療所診療報酬請求等業務委託契約
契約金額 (税込み)	1,568,160円
随意契約理由	<p>当該診療所は、小児リハビリ診療を行う特殊な診療所であることから、患者の診療受付予約にあたり、対象ではない患者は他の医療機関を紹介するなど、地域の医療機関の情報把握が不可欠であり、コーディネーター的な役割も必要となる。</p> <p>また、診療報酬請求にあたっては、請求後の過誤修正等の対応が必要となり、診療所外において拠点をもち、必要に応じて診療所が開院していない日も対応しなければならない。</p> <p>一般社団法人富士吉田医師会は、一般社団法人山梨県医師会の下部組織であり、診療所が所在する富士北麓地域で開業する医師及び医療機関で構成される団体である。また、「富士吉田医師会臨床検査センター」や「富士・東部小児初期救急医療センター」を運営していることから地域の医療機関を把握し、診療所休診日でも必要な対応ができるなど、効果的・効率的に本業務を実施することができる唯一の団体であると判断されるため、単独随意契約とした。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 山梨県財務規則第137条第3項